

## 第2 防災センター等の技術上の指針

### 1 趣旨

高層化、大規模化する防火対象物では、設置される消防用設備等のシステム化が進み、監視、操作等の項目が増加する一方で、用途の複合化、管理形態の複雑化により、日常の維持管理や火災等の災害時に、防災センターの果たす役割が重要となっている。

また、防火対象物の在館者の安全を確保するためには、消防法令等の基準によるほか、防火対象物個々の規模、利用形態、管理形態等に的確に対応した、防災センターの設置及び消防用設備等の管理を図る必要がある。

本指針は、このような状況を踏まえ、防災センターの位置、構造に関する事項のほか、消防用設備等の集中管理体制を確保する際の、基本的な考え方、留意すべき事項等を示すものである。

### 2 用語の定義

本指針において用いる用語の定義は次のとおりである。

- (1) 防災センターとは、総合操作盤その他これらに類する設備により、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視、操作等を集中して行う場所をいう。
- (2) 副防災センターとは、防災センターのもとに機能するもので、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の監視、操作等を集中して行う場所をいう。
- (3) 中央管理室とは、建基政令第20条の2第2号に規定するものをいう。
- (4) 監視場所とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる当該防火対象物と同一敷地内にある場所（政令第2条が適用されるものに限る。）をいう。
- (5) 遠隔監視場所とは、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる当該防火対象物の敷地外にある場所をいう。
- (6) 総合操作盤とは、消防用設備等に係る監視、操作等を行うために必要な機能を有するもので、「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。）に定める基準に適合するものをいう。
- (7) 監視盤とは、監視場所において、監視対象となる防火対象物（以下「監視対象物」という。）に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うものをいう。
- (8) 遠隔監視盤とは、遠隔監視場所において、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うものをいう。
- (9) I T Vとは、テレビカメラ、受像機等により構成され、防火対象物の内部並びに外部の遠方監視を行う機器をいう。
- (10) 防災システムとは、防火対象物に設置される消防用設備等、防災設備等を防災上有効に機能させるやめ、これらの防災関連の諸設備及びそれを制御する目的で構成される設備のシステムをいう。

- (11) 防災システム装置とは、防災システムにより監視、操作、制御される消防用設備等や防災設備等プログラム装置（防災センター以外に設置された当該防災センターの機能に関わる装置等を含む。）の総称をいう。
- (12) バックアップとは、制御部や電源部等の故障等で機能の低下等を生じた場合に、防災システム全体又は一部に影響を及ぼす結果となることを防止する措置をいう。
- (13) 防災要員とは、防災センター、副防災センター、監視場所及び遠隔監視場所（以下「防災センター等」という。）において、総合操作盤、監視盤又は遠隔監視盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者をいう。

### 3 適用対象物

次のいずれかに該当する防火対象物に設置される防災センター等を対象として本指針を適用する。

ただし、(7)の防火対象物にあつては、5 防災センターの位置、構造、(1)及び(2)の基準に限り適用する。

- (1) 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、延べ面積が50,000㎡以上のもの
- (2) 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が30,000㎡以上のもの
- (3) 政令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のもの
- (4) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの
- ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000㎡以上のもの
- イ 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ、延べ面積が20,000㎡以上のもの
- (5) 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000㎡以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの
- ア 政令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
- イ 政令第13条第1項又は条例第38条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）
- (6) 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が、5,000㎡以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの
- ア 政令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
- イ 政令第13条第1項又は条例第38条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）
- (7) 上記のほか、政令第24条第3項の規定により放送設備が義務付けられている防火対象物（政令別表第1(7)項の防火対象物を除く。）

#### 4 集中管理の形態

前3(1)から(6)までに掲げる防火対象物に設置される消防用設備等は、公開時間又は従業時間にかかわらず常時人のいる防災センターで管理しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 副防災センターで監視、操作等を行う場合で、8の要件に適合するもの
- (2) 監視場所で監視等を行う場合で、9の要件に適合するもの
- (3) 遠隔監視場所で監視等を行う場合で、10の要件に適合するもの

#### 5 防災センターの位置、構造◆

(1) 防災センターの位置は次によること。

ア 避難階（直接地上に通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）、その直上階又は直下階で外部から出入りが容易な位置にあること。

イ 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付近である等、当該防火対象物の縦動線に容易に近づける位置にあること。

(2) 防災センターの構造は次によること。

ア 設置された防災システムの監視、操作等及び維持管理が容易にでき、かつ、消防活動の拠点としての使用を考慮した有効な広さ（おおむね40～50㎡以上（前3(7)に掲げる防火対象物にあっては20～25㎡以上））を有すること。

イ 火災により発生する熱、煙等から、防災要員の安全を確保するため、次の措置が講じられていること。

(ア) 防災センターの壁、柱及び床を耐火構造（主要構造部が耐火構造以外の防火対象物にあっては、不燃材料とする。）とし、かつ、室内に面する壁、柱及び天井の仕上げを不燃材料とすること。

(イ) 防災センターの窓及び出入口には特定防火設備（出入口にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限るものとし、主要構造部が耐火構造以外の防火対象物で壁、柱及び床を不燃材料としたものにおいて、防火設備とする。）が設けられていること。

(ウ) 防災センターの換気、冷暖房設備は専用とする等、防火的に区分すること。

(エ) 換気、冷暖房設備の風道が設けられている場合には、当該風道の部分の給気口及び排気口等に火煙の流入を防止するため、有効に閉鎖することができる特定防火設備（主要構造部が耐火構造以外の防火対象物で壁、柱及び床を不燃材料としたものにおいて、防火設備）が設けられていること。

(オ) 常用の照明が消えた場合に有効な照度を確保できること。

ウ 防災要員のための仮眠、休憩所等を設ける場合は、当該防災センターに近接した場所で、防災センターとの間に防火・防煙区画を設け、有効に情報連絡がとれる措置が講じられていること。

エ 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨が表示されていること。

オ 消防隊が容易に防災センターに到達できる措置（案内表示、施錠管理等）が講じられていること。

(3) 防災システムの配置等は次によること。

ア 防災システムを構成する総合操作盤等は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集や防災要員等からの情報提供等が有効に行えるよう配置されていること。

イ 地震等の災害に対し、十分堅ろうな構造であるとともに、防災システム装置が堅固に固定され、機能に支障のない措置が講じられていること。

## 6 防災センターの機能等◆

(1) 消防用設備等及び防災設備等に係る機能

ア 防災センターに取り込む必要のある機能、装置及び努めて取り込む必要のある機能、装置は、次のとおりである。

(ア) 防災センターに取り込む必要のある機能

省令で設置することとされている消防用設備等の総合操作盤、受信機、操作部等のほか、次に掲げる機能

- ・ 連結送水管送水口との通話連絡装置
- ・ 排煙設備の制御及び作動表示（排煙口、ダンパー、たれ壁、シャッター、防火戸、排煙機の運転状況等）（中央監視室との相互機能を含む。）
- ・ 非常用エレベーターのかご運行表示（作動、停止状況等）及び通話装置（中央管理室との相互機能を含む。）
- ・ 非常用エレベーターのかごの呼び戻し装置
- ・ 非常用エレベーター以外のエレベーター、エスカレーターの停止装置及び停止表示
- ・ 機械換気設備の運転状況表示（中央管理室との相互機能を含む。）
- ・ 自家発電設備の電圧確立表示（中央管理室との相互機能を含む。）
- ・ 防火戸の連動制御器（防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）に定めるものをいう。）
- ・ 避難口等の解除装置
- ・ 都市ガス供給停止の緊急遮断装置等の操作及び作動表示
- ・ ガス漏れ警報設備の作動表示
- ・ 中央管理室との通話装置（電話、インターホン等）

(イ) 防災センターに努めて取り込む必要のある機能又は装置

- ・ 連絡通報に関する情報（通話装置、電話機、インターホンの状況）
- ・ 維持管理に関する状況（各装置の異常・故障、点検及び結果の状況）
- ・ 設備の履歴に関する情報（各設備の作動及び稼働時の履歴等必要情報）
- ・ 中央管理方式の空気調和設備の情報（運転・停止状況等）
- ・ 電源設備に関する情報（供給している状況）
- ・ 変電設備及び自家発電設備の地絡警報（中央管理室等との相互機能を含む。）

- ・ 蓄電池設備の減液警報（中央管理室等との相互機能を含む。）
- ・ 非常照明に関する情報（電源供給方式の場合等）
- ・ 避難口及び主要扉に関する状況（施錠・解錠状態等の表示等）
- ・ 防火戸等の閉鎖を確認した旨の信号
- ・ I T Vに関する情報
- ・ その他関連情報（防火対象物の特性による情報、特殊用途に使用の場合等の状況）

イ 次に掲げる建築設備等は、防火対象物の規模、用途、使用特性等を踏まえて、自動火災報知設備と連動し制御することが望ましい。（連動、制御する区域は、防火区画や用途、間仕切りの規模に準じたものとし、かつ、火災警報、避難、初期消火等の設備作動や活動範囲との整合が図られたものであることが望ましい。

(7) 防火戸

(イ) エレベーター

(ウ) 避難口等の解錠（屋上の出入口扉を含む。）

(エ) 空気調和設備・換気設備

(オ) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付室に設置される排煙設備（自然排煙を含む。）

(カ) I T V設備（防災センターから現場確認に時間を要する箇所等）

ウ 自動火災報知設備は、火災の発生場所の確認、避難誘導等を容易にするため、次によること。

(7) 警戒区域の設定にあたっては、防火区画や排煙設備の防煙区画等と整合を図るとともに、一次安全区画等と居室部分を別の警戒区域とすること。

(イ) 小区画が多いホテル、病院等の就寝施設及び避難経路となる廊下、階段等に設置する感知器は、出火場所の特定を容易にするための措置が講じられていること。

エ 防災システムは、配置される防災要員数を勘案し有効に機能できるように集約するとともに、防災システム装置の表示部及び操作部は見やすく、かつ、容易に操作することができるよう配慮がなされていること。

オ 多量の情報を処理する場合には、災害情報が他の一般情報に優先して収集でき、災害の進展状況や防災システムの作動状況等が把握できること。

カ 中央管理室（防災センターとは別に設置されている場合）を有する防火対象物にあっては、当該場所と防災センターとの間で有効に情報伝達ができる措置が講じられていること。

キ 消防機関へ直接通報できる措置が講じられていること。

ク 消防隊の主要な進入箇所と通話できる措置が講じられていること。

ケ 消防法令で定める監視、操作等を行わなければならない消防用設備等のほか、排煙設備等、災害時に制御を必要とする設備の遠隔制御ができる措置が講じられていること。

コ 消防法令で定める消防用設備等以外の特殊な消防設備を設置する場合は、防災センターにおいて監視、操作等ができること。

サ 火気設備、電気設備等の使用状況が把握できる装置を設置する場合は、防災センターにおいても確認できる措置が講じられていること。

シ 自衛消防隊が使用する装備は、防災センター内又は防災センターに近接した位置等の活用が便利な場所に備えておくこと。

## (2) 防火対象物の用途等の特性に合わせた機能

ア 劇場、遊技場等で照明、音響装置等を制御する装置を設ける場合は、防災センターにおいて遠隔制御ができる措置が講じられていること。

イ ホテル、病院等は、フロント、ナースステーション等との情報連絡がとれる措置が講じられていること。

ウ 物品販売店舗、倉庫等多量の可燃物を収容する防火対象物の防火区画及び一次安全区画等を構成する防火戸は、防災センターにおいて防火戸の閉鎖を確認した旨の信号が受信できる措置が講じられていること。

エ ホテル等で、各室の使用状況を確認できる装置を設ける場合は、防災センターにおいても各室の使用状況を確認できる措置が講じられていること。

オ 飲食店等で、フード等用簡易自動消火装置が設置されている場合は、防災センターにおいて当該装置の作動状況を確認できる措置が講じられていること。

カ 共同住宅等は防災センターから個々の住戸に情報を伝達するための措置が講じられていること。

キ 駅舎等で、他の防火対象物と接続されている場合は、防災センターと接続された防火対象物の防災センター等との間で情報連絡がとれる措置が講じられていること。

ク 建築物群、超高層建築物、地下空間を有する防火対象物等は、構内電話、構内無線設備等により、防災センターと火災発生場所等との情報連絡がとれる措置が講じられていること。

ケ 大空間、アトリウム等を有する防火対象物は、防災センターで当該部分の監視等が行える措置が講じられていること。

## (3) 防災システムの信頼性の確保方策

ア 防災システム構成機器の一部に異常が生じた場合、他の機器に影響を与えない措置が講じられていること。

イ 防災システムの電源は、必要に応じて二重化又はループ化等の措置が講じられていること。

ウ 防災システムの信号線は、前イによるほか、必要に応じて電磁誘導、ノイズサージ対策等の措置が講じられていること。

エ 防災システムの中核となる中央演算装置が防災センター以外の場所に設置される場合は、当該場所を防災センターと同様な災害を受けるおそれのない構造とするとともに、電源配線等については、耐火電線、耐熱電線の使用等の防火的に有効な措置が講じられていること。

オ 防災システムの中核機能は、電源異常による防災システムのプログラム等の暴走を回避する措置が講じられていること。

カ 電源のバックアップ機能は、防災システムの主要部分を稼働させることが十分な容量とすること。

キ 常用電源からバックアップ機能への切替時には、切替に伴う停電等の障害により防災システムに影響がないよう必要なUPS（無停電電源装置）の設置等の措置が講じられていること。

ク 主要な配線を常時監視する等、防災システムの異常を早期に発見する措置が講じられていること。

## 7 総合操作盤の構造、機能等

総合操作盤は、7号告示に定める総合操作盤の基準に適合するものであること。

## 8 副防災センターにおいて監視、操作等を行う場合の要件

副防災センターを設置して消防用設備等の監視、操作等を行う場合は、次によること。

### (1) 副防災センターの位置、構造◆

#### ア 副防災センターの位置

- (ア) 監視、操作等を担当する部分における自衛消防活動等が有効に行える位置にあること。
- (イ) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付近である等、当該副防災センターが監視、操作等を担当する部分の垂直移動等が容易で、かつ、防災センターから駆付けが容易な位置であること。

#### イ 副防災センターの構造

- 5. (2). アからエまでに示す構造に適合していること。

#### ウ 防災システムの配置等

- 5. (3)に示す配置等に適合していること。

(2) 防災センターには、総合操作盤が設置されており、かつ、防災要員により消防用設備等が公開時間又は従業時間にかかわらず常時監視されていること。

(3) 副防災センターには、当該場所において監視、操作等を行う消防用設備等の総合操作盤が設けられていること。

(4) 副防災センターにおいて消防用設備等の監視、操作等を担当する部分の公開時間又は従業時間内は、当該場所が防災要員により監視されていること。

(5) 副防災センターで監視、操作等を担当する部分とその他の部分とは、管理権原者の管理区分が明確であり、かつ、防火区画等により防火上有効に区画されていること。なお、当該防火区画等の部分に煙感知器等と連動して閉鎖する防火戸を設ける場合は、防災センター及び副防災センターの双方で監視、操作等ができるものであること。★

(6) 防災センターに設置される総合操作盤は、7によるほか、防火対象物の形態に応じ次のいずれかによること。★

ア 防災センターに設置される総合操作盤には、防火対象物に設置された消防用設備等についての7号告示に規定する監視、操作等が行える措置が講じられており、かつ、6. (1). ア. (ア)及びウ. (ア)に規定する機能等があること。

イ 防災センターに設置される総合操作盤には、副防災センターが管理する部分の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられているとともに、防災センターにおいて次に掲げる操作等が行えるものであること。

(7) 放送設備（非常電話を含む。）による防火対象物の全区域への火災の報知

(イ) 自動火災報知設備と連動する機器及び防火区画等の制御

ウ 防災センターに設置される総合操作盤には、副防災センターが管理する部分の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられているとともに、防災センターに防火対象物の全区域に火災を報知することができる放送設備（非常電話を含む。）の操作部又は遠隔操作器が設けられていること。

(7) 副防災センターと防災センターの相互間で同時に通話することができる設備を設けること。

(8) 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。

ア 防災センターと副防災センターの役割分担、代表指揮権、管理体制等

イ 副防災センターが無人となった場合における管理体制

ウ 副防災センターにおいて監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

## 9 監視場所において監視等を行う場合の要件

防火対象物に設置された消防用設備等に係る監視、操作等を監視場所（監視対象物の公開時間又は従業時間にかかわらず常時防災要員がいるものに限る。）で行う場合は、次によること。

(1) 監視場所の位置、構造

ア 監視場所の位置★

(7) 外部から出入りが容易な避難階又はその直上階、直下階で、かつ、消防隊が容易に寄りつける位置にあること。

(イ) 当該監視場所は監視対象物の防災センター及び副防災センターに駆付けが容易な位置であること。

イ 監視場所の構造◆

5. (2)に示す構造に適合していること。

ウ 防災システムの配置等◆

5. (3)に示す配置等に適合していること。

(2) 監視対象物の防災センターには、総合操作盤が設置されていること。

(3) 監視対象物の公開時間又は従業時間内は、防災センターにおいて防災要員により総合操作盤による消防用設備等の監視、操作等がなされていること。

(4) 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、次の全てに適合する場合はこの限りでない。★

ア 主要構造部は、耐火構造であること。

イ 政令別表第1(5)項イ、(6)項及び(16)項イ（(5)項イ又は(6)項の用途に供する部分が存するものに限る。）以外の用途であること。

ウ 監視場所には、監視対象物に設置された消防用設備等の監視、操作等を行うための総合操

作盤が設けられていること。

(5) 監視場所には、監視対象物の監視盤が設けられていること。

(6) 前(5)の監視盤は、防火対象物の形態に応じ、次のいずれかによること。★

ア 監視場所に設置される監視盤には、監視対象物に設置された消防用設備等についての7号告示に規定する監視、操作等が行える措置が講じられており、かつ、6.(1).ア.(ア)及びウ.(ア)に規定する機能等があること。

イ 監視盤には、監視対象物の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられているとともに、監視場所において次に掲げる操作等が行えるものであること。

(ア) 放送設備（非常電話を含む。）による監視対象物の全区域への火災の報知

(イ) 自動火災報知設備と連動する機器及び防火区画等の制御

ウ 監視盤には、監視対象物の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられているとともに、監視場所に防火対象物の全区域に火災を報知することができる放送設備（非常電話を含む。）の操作部又は遠隔操作器が設けられていること。

(7) 監視盤の構造及び機能等は、7号告示に定める総合操作盤の基準に準じたものであること。

★

(8) 監視対象物に6.(1).イに定める建築設備等が設置されている場合は、自動火災報知設備と連動し、制御できること。◆

(9) 監視場所と監視対象物の防災センター及び副防災センターの相互間で同時に通話することができる設備を設けること。

(10) 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。

ア 監視場所と監視対象物の防災センターの役割分担、代表指揮権、管理体制等

イ 監視対象物の防災センターが無人となった場合における管理体制

ウ 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

## 10 遠隔監視場所において監視等を行う場合の要件

次の要件に適合する場合は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を遠隔監視場所（監視対象物の公開時間又は従業員時間にかかわらず常時複数の防災要員がいるものに限る。）で行うことができる。

(1) 監視対象物の防災センターには、総合操作盤が設置されていること。

(2) 監視対象物の公開時間又は従業員時間内は、防災センターにおいて防災要員等により総合操作盤による消防用設備等の監視、操作等がなされていること。

(3) 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。

- (4) 遠隔監視を行おうとする者は、直接通報等事務処理要綱(平成11年消防局訓達第2号)第8条に基づく登録を受けたものであること。
- (5) 遠隔監視場所には、監視対象物の消防用設備等にかかる遠隔監視盤が設けられていること
- (6) 前(5)の遠隔監視盤は、防火対象物の形態に応じ、次のいずれかが行えること。★
- ア 遠隔監視盤は、監視対象物の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられているとともに、放送設備、自動火災報知設備と連動する機器、防火区画等の制御が行えること。
- イ 遠隔監視盤は、監視対象物の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられているとともに、自動火災報知設備と連動する機器及び防火区画等の制御が行えること。
- ウ 遠隔監視盤は、監視対象物の火災の発生等を的確に把握できる表示、警報及び消防用設備等の作動状況が確認できる措置が講じられていること。
- (7) 監視対象物の総合操作盤と遠隔監視場所の遠隔監視盤との間の通信回線及び通信に使用する機器は、次によること。◆
- ア 火災が発生した旨の信号、消防用設備等が作動した旨の信号、設備の制御信号等(以下「設備作動信号等」という。)を優先して送受信できる措置が講じられていること。
- イ 通信回線等の故障により設備作動信号等が中断した場合、再呼出しを行い確実に送受信できる措置が講じられていること。
- ウ 常用電源が遮断した場合、予備電源等によりバックアップできる措置が講じられていること。
- (8) 監視対象物に6.(1).イに定める建築設備等が設置されている場合は、自動火災報知設備と連動し、制御できること。◆
- (9) 遠隔監視場所と監視対象物の防災センターの相互間で同時に通話することができる設備を設けること。
- (10) 監視対象物の火災発生時の必要な措置を含む所要の計画には、次に掲げる事項が含まれていることが必要であること。
- ア 遠隔監視場所と監視対象物の防災センターの役割分担、代表指揮権、管理体制等
- イ 監視対象物の防災センターが無人となった場合における管理体制
- ウ 監視対象物において火災が発生した場合の火災確認(駆けつけ方法)、初期対応(通報連絡、避難誘導等)
- (11) 監視対象物の防災センターには、一定時間以内に遠隔監視場所の要員が到達できることが必要とされるが、火災信号の受信後、14分以内に防災センターに到達できるものであること

## 11 維持管理◆

- (1) 法第17条の3の3に規定する点検のほか、監視盤、遠隔監視盤及び防災システム装置全体の点検体制を確保すること。

- (2) 点検等により異常が確認された場合の迅速な修理体制が確保されており、かつ、必要に応じて予備品を備え付けておくこと。
- (3) 防災システム装置の点検・整備は、火災報知システム専門技術者及び防災システム装置に精通した消防設備士等が行うこと。